上昇をたどる
児童の発育状況

新潟市における児童の発育は、戦前の昭和十二年が最も優れ、終戦直後の昭和二十一年は最も低下していましたが、その後いろいろな好条件に伴い昭和二十三年頃から急速に上昇しつゝあります。この傾向が今後どこまで続くかは、継続した研究調査によるとしても、昭和三十年度の身長、体重、胸囲は上記の表に見るように戦前の最高を全面的に上廻っていることは誠に喜ばしいことであります。

新潟市児童男女別、年令別発育状況

（男子）

学年	身長（cm）			体重（kg）			胸囲（cm）		
	昭和12	昭和21	昭和30	昭和12	昭和21	昭和30	昭和12	昭和21	昭和30
1	110.5	107.6	111.3	18.1	17.4	18.7	55.6	55.3	56.6
2	115.4	112.1	116.3	20.2	19.0	20.4	57.5	56.8	58.7
3	120.9	116.8	121.1	22.4	21.1	22.6	59.8	58.8	60.1
4	125.1	121.8	125.5	24.4	23.2	25.1	61.4	61.2	62.2
5	129.8	126.7	130.5	26.8	25.4	27.5	63.7	62.2	64.7
6	134.9	129.8	135.3	29.5	27.7	30.0	65.6	66.2	66.7

（女子）　同上

学年	身長（cm）			体重（kg）			胸囲（cm）		
	昭和12	昭和21	昭和30	昭和12	昭和21	昭和30	昭和12	昭和21	昭和30
1	109.1	106.2	110.2	19.5	16.8	18.1	53.8	53.6	55.5
2	114.3	111.0	115.5	19.6	18.3	20.1	55.6	54.9	56.8
3	119.5	116.1	120.6	21.1	19.8	22.1	57.6	56.8	58.2
4	124.1	120.5	125.5	23.2	22.9	24.9	59.0	59.0	60.5
5	129.4	125.4	130.1	26.9	24.4	27.0	61.3	60.4	62.9
6	135.8	130.4	136.5	30.2	27.6	31.2	64.2	62.9	65.9

魚介類行商の登録制実施

県条例の施行によって今年の六月一日から鮮魚類の行商を営むものは、保健所で登録をし、検査を受け鑑札をもらわなければ鮮魚の振り売りはできなくなりました。

昨年は魚による食中毒が多発しましたので、食中毒等の防止のため鮮魚類の衛生的な取扱い等を向上せしめる目的で、鮮魚類を行商する人の衛生的な入れもの（例えば夏期は特に氷を沢山入れて魚の鮮度を落さないで消費者に届ける）の規正が設けられたものです。

登録を受けた鮮魚類の行商人は鑑札をつけた入れものを持って歩いていますが、入れものは保健所で検査いたします。木又は金属で作られた水洗いのし易いもので消潔にしておかなければなりません。はえや、ごみがつかないようきちんとした蓋が必要です。又汽車やバスに乗って魚を持って歩く時は臭気やしずくが洩れないようにして作らなければなりません。

勿論消費者の方々も衛生的な店或は綺麗に取扱う行商人等から買上げられるよう願います。この登録は翌年の三月末日迄有効で（手数料二百円）毎年四月一日から一ヵ月の間に更新（手数料百円）をしなければなりません。

立入は危険です
有機燐製剤の散布地域

有機燐製剤（ホリドール、パラチオン等）を使って農作物の害虫防除を実施する時期となりました。

市内では六月二十日頃から八月上旬頃迄農業団体等で集団防除が行われますが、この薬剤は強烈な毒作用があり田畑に散布後もその毒性は残存するものであり、散布田畑に立入って薬剤が皮膚に付着すると中毒する恐れがあります。

又各支所の実施団体では散布地域に実施二日前から終了後七日迄の間は、防除実施の日時、区域及び面積その他必要な事項を掲示板又は立札に掲示し特に防除区域については期間中白地布に赤色をもって（毒）と記した旗又は標識を掲げ、その区域を明示することになっています。そこで特に注意していただきたいことは学校の児童生徒が、魚介、昆虫、植物採集のためうっかりこの危険区域に入るおそれがありますのでこのようなことのないよう学校も各家庭も十分に注意して下さい。

保険料は納期日までに

国民健康保険料の納入につきましては、常に皆さんから特段のご協力を賜わり厚くお礼申上げます。保険料の収支状況は、別表に示すとおりでありますが、毎月多額にのぼる療養費を支出するために銀行から一時借入を行って漸く運営いたしている状況であります。現在既に二、五八八万円の借入を行なっている実状でありますので、今後国民健康保険事業の堅実なる運営をつゞける為には、是非とも皆さんから保険料の納入については、納期日までに必ず納入下さるよう切にご協力方をお願い申上げます。

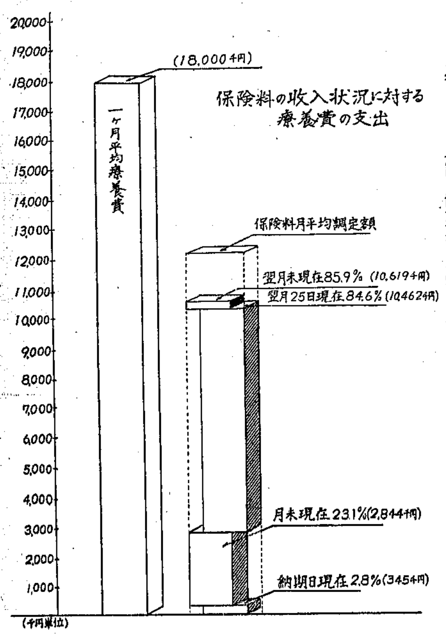

たばこは「市内で買いましょう」

朝の起きがけに、食後あるいは仕事の疲れた後に吸う一服のたばこのうまさは、愛煙家でなければ味わいぬよろこびであります。

皆さん方が毎日吸っておりますこのたばこには、たばこ消費税という税金がかかっているのであります。

これは政府の専売益金のうちから、小売価格の百分の九に相当する金額が、たばこ小売店所在の市町村へたばこ消費税として納付されているのであります。したがって市内でたばこをたくさん買うことによってそれだけ市に入る税金が多くなるわけであります。

どうぞ旅行、商用その他で市外へお出かけの際は、あらかじめたばこの必要量を市内の小売店からお買求めの上持参されるようご協力下さい。

なお新潟市のたばこ消費税の税収は次のとおりであります。

昭和二十九年度（十一ヵ月分）
五三、八六五、〇〇〇円
昭和三十年度
六一、五七八、〇〇〇円
昭和三十一年度（予算）
六二、〇一四、〇〇〇円

第三次自衛官募集

昭和三十一年度第三次自衛官（二士）募集は次の要領で行われます。

一、募集（採用人員）
二等陸士　約一二、一〇〇名
二等海士　約二〇〇名
二等空士　約五〇〇名
計　約一二、八〇〇名

二、採用時期
二等陸士　昭和三十一年十二月上旬及び昭和三十二年一月上旬
二等海士　昭和三十二年二月
二等空士　昭和三十一年十一月及び十二月

三、受付期間
六月十六日から八月三十一日まで

四、試験期日
九月二十一日から十月五日までの間

五、応募資格
昭和六年十一月二日から昭和十三年十一月一日の間に生れた日本国籍を有する男子で学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しない者

六、試験科目
簡単な筆記試験、身体検査及び口述試験を行う。

七、第三次募集の特異点
1、本年度は更に第四次募集（陸上のみ）が行われる予定であるが海上、航空については第三次募集が最終であること。従って受付締切後の応募者はその者が陸上希望の場合に限って次期第四次募集の応募者として取扱う。
2、海上を第一希望とした今回の試験合格者のうち明年三月高等学校卒業見込者については卒業まで入隊を延期する予定であること。但し陸上については次期第四次募集において入隊延期を考慮する予定であり、明年三月高等学校卒業見込者で陸上を第一希望として応募した者があった場合は第四次募集に志願すること。

新しい自轉車鑑札のつけかえ

このたび新潟市々税賦課徴収条例施行規則の改正に伴いまして新しい自転車鑑札を付替えることになりました。

この新しい鑑札の付替場所や日時については追って皆さんにお知らせ申上げますが、その際は何卒この鑑札付替にご協力下さるようお願いいたします。

共同募金の「結果お知らせ」

昭和三十年度の共同募金は、昨年発生した未曽有の大火にもかかわらず市民の皆さんから絶大なご協力をいただきまして好成績を以て終りましたことをここに深く感謝申上げます。

なお募金の結果は次のとおりでありましたのでお知らせいたします。

一、昭和三十年度共同募金の結果
1、目標額　二、〇九五、〇〇〇円
2、募金額　二、八二六、〇四三円
（目標額に対し一三四、九％）
内訳
戸別募金　二、〇三九、〇三三円
街頭募金　五七五、六六六円
大口募金　一九六、四〇〇円
利子　四、九六三円
計　二、八二六、〇四三円
3、県共同募金納付額　二、八二六、〇四三円

二、昭和三十一年度お年玉年賀はがき結果
割当枚数　七三一、四〇〇枚（三、六五七、〇〇〇円）
追加割当枚数　一一〇、六〇〇枚（五五三、〇〇〇円）
消化枚数　八四二、〇〇〇枚（四、二一〇、〇〇〇円）
右のうち守孤扶独幼稚児保護会に対し一、二〇〇、〇〇〇円を配分してあります。

三、昭和三十年度共同募金配分について

受配施設名	配分額
新潟市社会福祉協議会	八八、九九三円
季節保育所	一三、四〇〇
児童遊園地設置助成費	六九、八六七
居宅援護費	一七九、四〇〇
新潟県盲人福祉協会	一〇〇、〇〇〇
新潟県聾唖者福祉協会	四〇、〇〇〇
新潟県肢体障害者団体連合会	一〇、〇〇〇
新潟県未亡人連合会	一〇、〇〇〇
新潟県慈光会	三〇、〇〇〇
恩賜財団新潟県済生会	七五、〇〇〇
新潟市社会事業協会信楽園	三〇、〇〇〇
中野診療所	三五、〇〇〇
聖心愛子会聖園サナトリウム	一〇、〇〇〇
鏡田町保育園	五八、〇〇〇
二葉保育園	四六、〇〇〇
関屋保育園	四六、〇〇〇
富山保育園	五〇、〇〇〇
鱗保館保育園	二五、〇〇〇
寮叟寺保育園	四〇、〇〇〇
栄保育園	四四、〇〇〇
宗現寺保育園	四四、〇〇〇
松浜保育園	四四、〇〇〇
みのり保育園	一〇、〇〇〇
計	一、九四七、七六〇

水道局より ―お詫び―

去る六月一日付で水道局から「需用者の皆様へお願い」というテラシをお配りいたしましたが、その裏面のうち電話番号が次のように間違えてありましたので、ここに訂正し深くお詫び致します。

記　西堀派出所の電話番号
誤正
(3)二二六一
(2)二二六一